安全衛生推進者能力向上(初任時)教育受講申込書

【 開催日：令和　　年　　月　　日 】

※受講番号 No.

ふりがな 氏　　名		旧姓を使用した氏名又は通称の併記希望の有無 ※有の場合 証明書写し添付【旧姓:旧姓を併記した戸籍謄本等、通称:住民票等】	
		有 ・ 無	旧 姓： 通 称：
生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日 (満　　歳)	自宅電話	
		携帯電話	
住　　所	〒		

所属	事業場名		電　話	
	所在地	〒		

受講資格	学歴又は 受講歴	裏面記載の第（　　）号該当	卒 修了
	安全衛生の 実務経験年数 (具体的に)	裏面記載の第（　　）号該当	年

事業主証明

学　　歴
上記の　受講歴　　について相違ないことを証明します。
安全衛生実務経験年数

令和　　年　　月　　日

所在地
事業場名
代表者職氏名　　㊞ (代表者の印)
電話番号

申請日 令和　　年　　月　　日

建設業労働災害防止協会茨城県支部長 殿

※修了証番号	※修了証交付年月日
第　　号	令和　　年　　月　　日

〔注〕 ※は記入しないで下さい。

・修了証を作成しますので、氏名・生年月日等の各項目は、自動車運転免許等により確認のうえ、誤りのないよう記入して下さい。
・本申込書にご記入いただいた個人情報は、講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に一切使用することはありません。
・上記事項に虚偽の申請があった場合は、修了証を交付できない事があります。
・遅刻をすると受講できませんのでご注意下さい。(時間厳守)

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令大正7年勅令第388号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）を卒業した者（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業訓練大学校における長期課程（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法による長期指導員訓練課程を含む。）の指導員訓練を修了した者を含む。）で、その後1年以上安全衛生の実務（衛生推進者にあっては、衛生の実務。以下同じ。）に従事した経験を有するもの

⑵　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）を卒業した者で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑶　5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者

⑷　都道府県労働基準局長の指定を受けた者が実施した安全衛生推進者養成講習を修了した者

⑸　安全管理者の資格及び衛生管理者の資格を有する者

⑹　安全管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑺　衛生管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上安全の実務に従事した経験を有するもの

⑻　作業主任者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑼　元方安全衛生管理者の資格を有する者

⑽　労働安全衛生法第25条の2第2項の労働省令で定める資格を有する者（ずい道等救護技術管理者講習修了者をいう。）で、当該資格を取得した後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑾　労働安全コンサルタント

⑿　労働衛生コンサルタント

⒀　昭和49年3月4日付け基発第112号「安全推進員制度及び労働衛生管理員制度について」に基づく安全推進員講習及び労働衛生管理員講習（以下、それぞれ「安全推進員講習」及び「労働衛生管理員講習」という。）を修了した者

⒁　安全推進員講習を修了した者で、当該講習を修了した後1年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの

⒂　労働衛生管理員講習を修了した者で、当該講習を修了した後1年以上安全の実務に従事した経験を有するもの

⒃　職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に定める専門課程の養成訓練（職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令23号）による改正前の職業訓練法施行規則（以下「訓練法規則」という。）別表第一の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第9条第1項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの

⒄　職業能力開発促進法施行規則第9条に定める普通課程の養成訓練（訓練法規則別表第一の普通訓練課程及び旧訓練法第9条第1項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの

⒅　農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）第209条の水産大学校における正規の課程を修めて卒業した者で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの

⒆　自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）第2条の自動車整備士であって、同規則第6条の2第1項第1号の1種養成施設の課程を修了した者

⒇　水道法（昭和32年法律第177号）第19条に定める水道技術管理者の資格を得るための同法施行規則第13条第3号に定める厚生大臣が認定する講習を修了した者